

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 泉大津みなと会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会等に出席する場合に別表1のとおり費用を弁償する。

- 2 法人(施設)職員を兼務する役員等が、勤務時間内において理事会等に出席する場合については、これを支給しない。

(旅費)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、法人(施設)職員の例により算定した額に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の支給日)

第7条 費用弁償は、理事会等に出席した都度、支給する。

- 2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議委員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月18日から施行する。

別表1

費用弁償額（円）

泉大津市内	1,000円
泉大津市外	3,000円